

議案第16号

大田原市ゆめみらい応援給付金基金条例の制定について
大田原市ゆめみらい応援給付金基金条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市ゆめみらい応援給付金基金条例

(設置)

第1条 篤志家からの寄附金を学業、スポーツ又は文化芸術の分野における成績が特に優秀であり、本市から未来へ羽ばたき活躍できる人材育成に資するため、大田原市ゆめみらい応援給付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める人材育成に資する給付の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。